

かまくら 勤労市民ニュース

令和3年(2021年)6月30日 No.115
編集発行 鎌倉市商工課勤労者福祉担当
〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
電話 0467-23-3000 内線2402
eメール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

鎌倉市企業・求人情報発信サイト 「鎌倉 worker's station」



企業PRの場の提供や企業間のビジネスマッチング、求職者の鎌倉市内への就労を支援するための、鎌倉市公式の企業情報・求人情報発信サイトです。企業向け情報や、セミナー、説明会、面接会などに関する市からのお知らせも随時発信しています。

★事業者の方

求人・PR広告掲載、ビジネスパートナー募集等にご利用ください。事業者登録が必要です。

★求職者の方

自身のスキル・希望に合った会社、仕事を見つけてください。

ハローワークからの市内求人も月2回更新します。

▶ <https://kamakura-kigyou.com/homes>



新型コロナウイルス感染症に係る支援について 令和3年5月31日現在

事業	内容	問い合わせ
母性健康管理措置による休暇制度導入助成金(国)	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、取得できる有給の休暇制度を新たに整備し、母性健康管理措置の内容と併せて労働者に周知した事業主に支給。 1事業場につき、1回限り、15万円	神奈川県労働局 雇用環境・均等部 企画課 ☎ 045-211-7357
両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇支援取得コース)(国)	令和4年1月31日までの間に、女性労働者にこの休暇を合計20日以上取得させた事業主に支給。 対象労働者1人当たり28.5万円 (1事業所あたり5人まで)	※母性健康管理措置に関しては指導課 ☎ 045-211-7380 8時30分から17時15分 (月～金 ※祝日を除く)
両立支援等助成金(育児休業等支援コース)『新型コロナウイルス感染症対応特例』(国)	新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業主に支給。 対象労働者1人あたり5万円 (1事業主あたり対象労働者延べ10人まで)	

新型コロナウイルス感染症各種相談窓口 令和3年6月3日現在

生活支援総合相談窓口	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する方を対象に、くらし、すまい、しごとの相談をワンストップで受け付けています。</p> <p>電話・FAXによる相談も受け付けています。</p>	<p>☎ 045-285-0647 (直通) FAX 045-210-8859</p> <p>受付時間 9時から17時 (月曜～金曜)(祝日・休日を除く)</p>
宿泊療養施設及び自宅待機の無症状、軽症の方向け こちらの悩み電話相談	<p>新型コロナウイルス感染症への感染の不安や療養生活によるストレス等のこちらの悩みについて、専門の相談員がご相談をお受けします。</p>	<p>☎ 03-6276-0096</p> <p>受付時間 13時から17時 (月曜～金曜)(祝日・休日を除く)</p>
新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル	<p>(1) 発熱や咳などの症状のある方、感染の不安のある方、健康・医療に関すること、診療可能な医療機関のご案内、COCOA・濃厚接触者に関することなど</p> <p>(2) 営業時間短縮要請に関すること、マスク飲食実施店認証制度に関すること</p> <p>(3) 経営相談に関すること</p> <p>(4) LINE コロナお知らせシステム及びその他</p> <p>(8) (9) 協力金に関すること</p>	<p>☎ 0570-056774 音声案内につながります 又は ☎ 045-285-0536</p> <p>受付時間 (1) 無休(24時間) (2) 年末年始を除き毎日(9時から17時) (3) (4) (8) (9) 平日(9時から17時)</p>

神奈川県労働電話相談

労働相談	<p>かながわ労働センター 【労働相談】☎045-662-6110 【コロナ労働相談110番】☎045-662-8110</p>
就労相談	<p>かながわ若者就職支援センター(39歳以下) ☎045-410-3357 シニア・ジョブスタイル・かながわ(40歳以上) ☎045-412-4123 県立東部総合職業技術校 ☎045-504-2810</p>
フリーランス相談	<p>(公財) 神奈川産業振興センター経営総合相談課 ☎045-633-5200</p>

人事労務の法改正

4月1日から人事労務の法改正が行われました。

※詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

正規雇用労働者の中途採用比率の公表義務化

常時雇用する労働者数が301人以上の企業では、正規雇用労働者に占める中途採用者数の割合を公表することが義務付けられました。

同一労働同一賃金の全面施行

同一企業・団体における非正規労働者と正規労働者の不合理な待遇格差の解消を目指すものです。先行して大企業に施行されていましたが、中小企業にも適用され全面適用となりました。

70歳までの就業確保措置努力義務化

今回の改正は、個々の労働者の多様な選択肢を法律上整え、事業主としていずれかの措置を制度化する努力義務を設けるものです。※定年の70歳への引き上げを義務付けるものではありません。

労働者協同組合法の整備について

令和2年（2020年）12月に臨時国会で「労働者協同組合法」が全会一致で成立し、2年以内に施行されます。

労働者協同組合とは

組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織です。組合を通じて多様な就労機会の創出や、地域における多様な需要に応じた事業を実施することにより、持続可能で活力ある地域社会の実現を目指します。

労働者協同組合法のポイント

- 組合の基本原理に基づき、組合員は、加入に際し出資をし、組合の事業に従事する者とする。
- 出資配当は認めない（非営利性）。剰余金の配当は、従事分量による。
- 組合は、組合員と労働契約を締結する。（組合による労働法規の遵守）
- その他、定款、役員等（理事、監事・組合員監査会）、総会、行政庁による監督、企業組合又はNPO法人からの組織変更、検討条項（施行後5年）等に関する規定を置く。
（厚生労働省ホームページより）



事業主の皆様へ 従業員の福利厚生の実践にご利用ください！

しおかぜ湘南

(湘南勤労者福祉サービスセンター)

新規入会キャンペーン中！



しおかぜ湘南は、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市内にある法人と個人事業主のための福利厚生サービスです。充実した福利厚生による良好な職場づくり、人材の確保につなげませんか？サービス内容も盛りだくさん！ぜひご加入ください。

★新規入会キャンペーン中!! 2021年8月20日まで！

通常キャンペーンでは2ヶ月間の会費無料のところ・・・

4ヶ月間会費無料！

※新規入会の事業所が6ヶ月間、加入いただけることが条件となります。

6ヶ月未満での退会の場合は無料期間を含めた会費を請求する場合がございます。

問合せ、申込先

湘南勤労者福祉サービスセンター

事務局 TEL 0466-50-3900

月～金（祝日除く）8:30～17:15

各種相談

相談無料・秘密厳守！

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する個別相談を無料で行っています。詳しい日時等は、広報かまくらに掲載しています。電話予約のうえお気軽にご利用ください。

※対面での相談となりますので、必ずマスクの着用をお願いします。また、体調不良の際は相談をご遠慮ください。

予約・申込：鎌倉市 商工課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853（直通）
（予約受付は原則前月20日から）

メールによる労働相談

鎌倉市のホームページ↓から相談を。

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/msodan.html>

回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の往復に限ります。労働問題全般にわたり相談に応じます。（社会保険労務士）

労働相談

職場での様々な労働問題や年金問題等について相談に応じます。勤労者、雇用者どちらでも相談可能です。（社会保険労務士）

メンタルヘルス相談

職場や労働環境のストレスで悩んでいるご本人や家族、その同僚や雇用者の相談に応じます。（シニア産業カウンセラー・精神保健福祉士）

就職支援相談

就職活動の進め方、履歴書・職務経歴書の書き方、面接対策等就職活動に関する事なら何でも相談に応じます。（キャリアコンサルタント）

※予約不要の出張相談会もあります。

高齢者就労相談

概ね55～74歳の鎌倉市民または鎌倉市内の企業に就業希望の方のお仕事探しをお手伝いします。予約はセカンドライフかまくらTEL0467-55-5520